

時短や外出自粛等の影響を受けた 道内事業者の皆様への支援

【国の一時支援金の活用】

資料7

※道の特別支援金に申請いただく前に、現在、申請を受け付けている**国の一時支援金**の対象に該当するかどうか、ご確認をお願いいたします。国の一時支援金は、**道内事業者の皆様も申請できます**。なお、**旅行関連事業者**の皆様は、申請に**必要な書類が大幅に簡素化**されています。

要件1 国の緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること

要件2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額 【中小法人等】 上限 **60** 万円 【個人事業者等】 上限 **30** 万円

申請受付期間 2021年 **3月8日(月)** ～ **5月31日(月)**

● **国の一時支援金**事務局にご相談、お問い合わせください

ホームページ URL : <https://ichijishienkin.go.jp/>

相談窓口 TEL : 0120-211-240 IP電話等からの相談 : 03-6629-0479 (※通話料がかかります)

国の一時支援金を
受給できなかった場合

国の一時支援金を受給できなかった方は、**道の特別支援金**をぜひご活用ください。
※国の一時支援金と道の特別支援金は、どちらかのみを受給できます。

時短や外出自粛等の影響を受けた 道内事業者の皆様への支援

【道の特別支援金の活用】

概 要

本道では、昨年の秋以降の感染症の再拡大に伴い、営業時間短縮や往来・外出自粛の要請などの対策を講じてきており、時短にご協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた方々など、全道の様々な事業者の皆様に経済的な影響が及んでいることから、新たな支援金制度を創設しました。

要件 1

① 時短対象飲食店等との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼりなど、飲食業に提供される財・サービスの供給者

または

② 外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、札幌市以外や昼間営業の飲食店等、人流減少の影響を受けた事業者

要件 2

2020年11月～2021年3月の期間のうち、いずれかの月で月間事業収入が前年同月と比較して50%以上減少した月があること

※特例として2020年12月までに新たに創業した方なども対象としたほか、2021年1月から3月までのいずれかの月で売上を比べる場合は、前々年との比較も可能

給付額

中小法人等 **20万円** / 個人事業者等 **10万円**

申請受付期間

2021年4月1日(木)～8月31日(火)

お問い合わせ先

(ホームページ) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.htm>

北海道特別支援金コールセンター **TEL : 011-351-4101**

【受付時間】 8:45～17:30 (4月29日までは土日祝日も受付、以後は平日のみ)

国の一時支援金 申請はお済みですか？

「道内事業者の皆様も 申請できます」

特に、旅行関連事業者の皆様の
申請に必要な書類が大幅に簡素化されています！

中小法人 上限**60**万円 個人事業者 上限**30**万円

お問い合わせ

申請をお考えの方は、下記連絡先までご相談ください

【一時支援金事務局】（ホームページ）<https://ichijishienkin.go.jp/>

※申請の受付は
5月31日(月)までです

0120-211-240

03-6629-0479

※IP電話等からのお問い合わせ先
(通話料がかかります)

国の一時支援金を受給できなかった方は、

道の特別支援金 ぜひ、ご活用ください

対 象

- ① 時短対象飲食店等との取引がある事業者
または
- ② 外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者

金 額

中小法人 **20**万円 個人事業者 **10**万円

お問い合わせ

申請をお考えの方は、下記連絡先までご相談ください

(ホームページ) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.htm>

【道特別支援金コールセンター】 **011-351-4101**